

# 都市計画マスタープラン・ 立地適正化計画の策定等

建設部 都市計画・建築住宅課

# 【都市機能構想について】

## 第3次総合計画に掲げる都市機能構想

～多極ネットワークによる「多彩で強靱な一体型のまちづくり」～

都市機能イメージ図



### 都市拠点

商業機能などの都市機能が集積  
国道312号と国道482号の  
交差点付近～国道312号沿道のエリア

### 地域拠点

日常生活に必要な機能が集積  
各町の市民局周辺の市街地エリア

### 広域連携軸

市外と市内各地域を結ぶ  
山陰近畿自動車道、鉄道、公共交通

### 地域連携軸

市内の各拠点、隣接市町を結ぶ  
主要国府道、鉄道、公共交通



# 【都市機能構想について】

## 現行都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造図

～人と経済・文化が交流する 活力あふれる北近畿の拠点都市～

《将来都市構造図》



### 対象区域

峰山町、大宮町、網野町の一部  
62.98km<sup>2</sup> / 約502 km<sup>2</sup> (市全域)

### 考え方

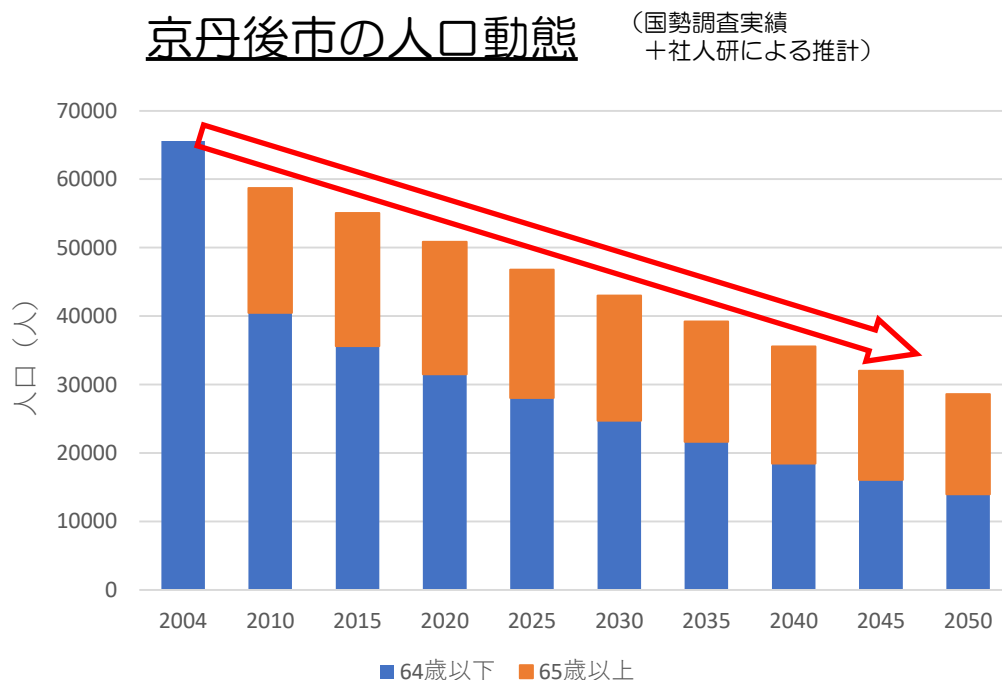
※総合計画の都市機能構想に即す

- ・「軸・ゾーン・拠点」を設定
- ・公共交通ネットワークの充実による多極ネットワーク型のまちづくり

### 都市施設

- ・道路
- ・公園
- ・下水道
- ・ごみ処理施設
- ・火葬場

# 【京丹後市の状況について】



- 2004年（合併当時）  
約65,000人
- 2045年（推計値）  
約32,000人
- 2045年の高齢化率  
約50%

## 第3次総合計画（上位計画）

- 総合計画とは、市が定める計画の最上位のもの
- 各分野別の計画は総合計画に即して策定
- 令和6年度で第2次総合計画の計画期間の終期が到来
- 令和7年度に向け、第3次総合計画を1月臨時会で提案（特別委員会で審議）

## 都市計画マスタープラン（都市計画区域内（峰山・大宮・網野の一部）対象）

- 現行の都市計画マスタープランの策定から約10年経過（平成28年～）
- 第3次総合計画の策定を機に、現状を反映した見直しが必要（市域全体対象）

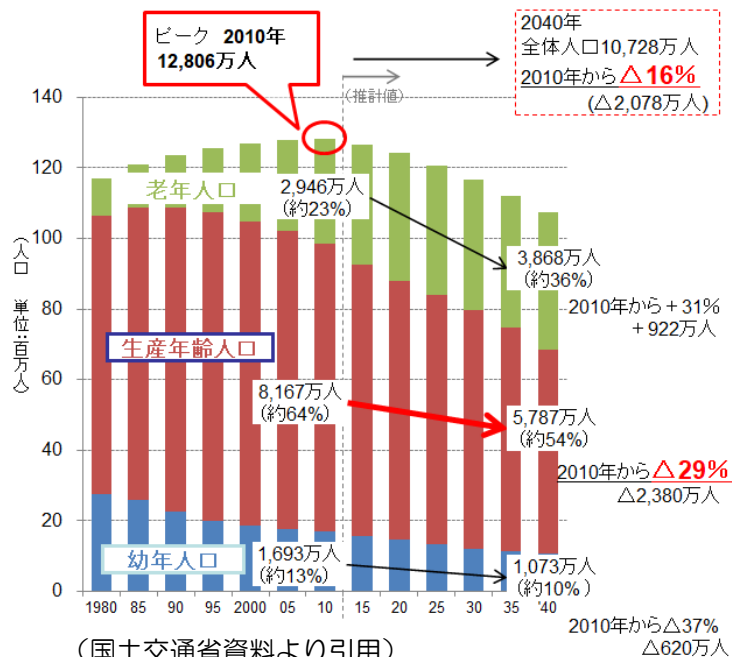
# 【これからのまちのかたちづくりについて】

## 課題

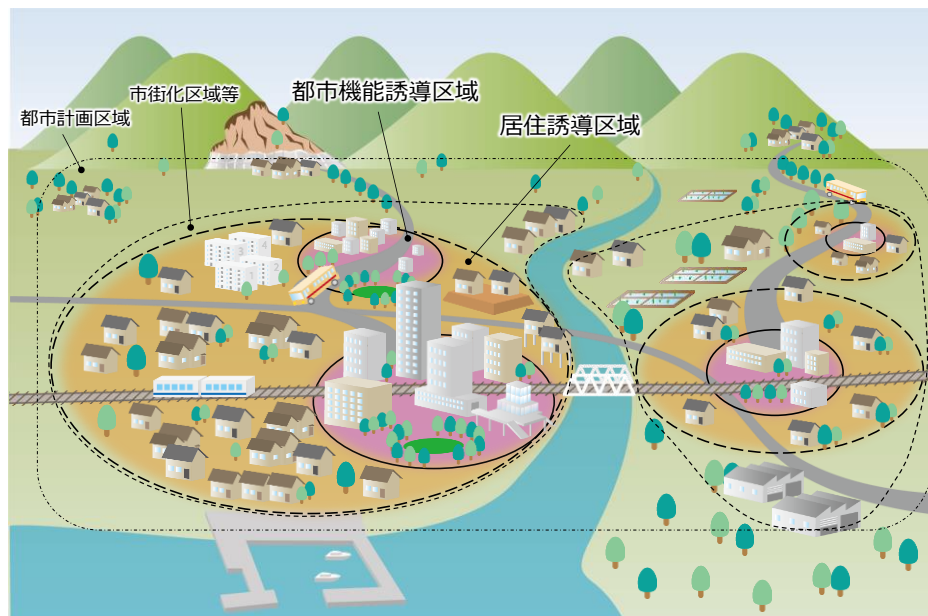
- ・日本全体の人口は2010年をピークに減少傾向
- ・老年人口は2040年には約4割に増加見込
- ・医療、福祉や商業などの生活を支える様々なサービスや公共交通の維持が困難

⇒2014年 都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度の創設）  
居住機能、都市機能のまちなかへの誘導、  
持続可能な公共交通ネットワークの形成の推進

## 全国の人口動態



## 立地適正化計画イメージ



(国土交通省資料より引用)



# 【これからのまちのかたちづくりについて】

## (防災) 災害リスクの回避・リスク低減の取組方針を検討

### [ 災害リスクの回避 ]

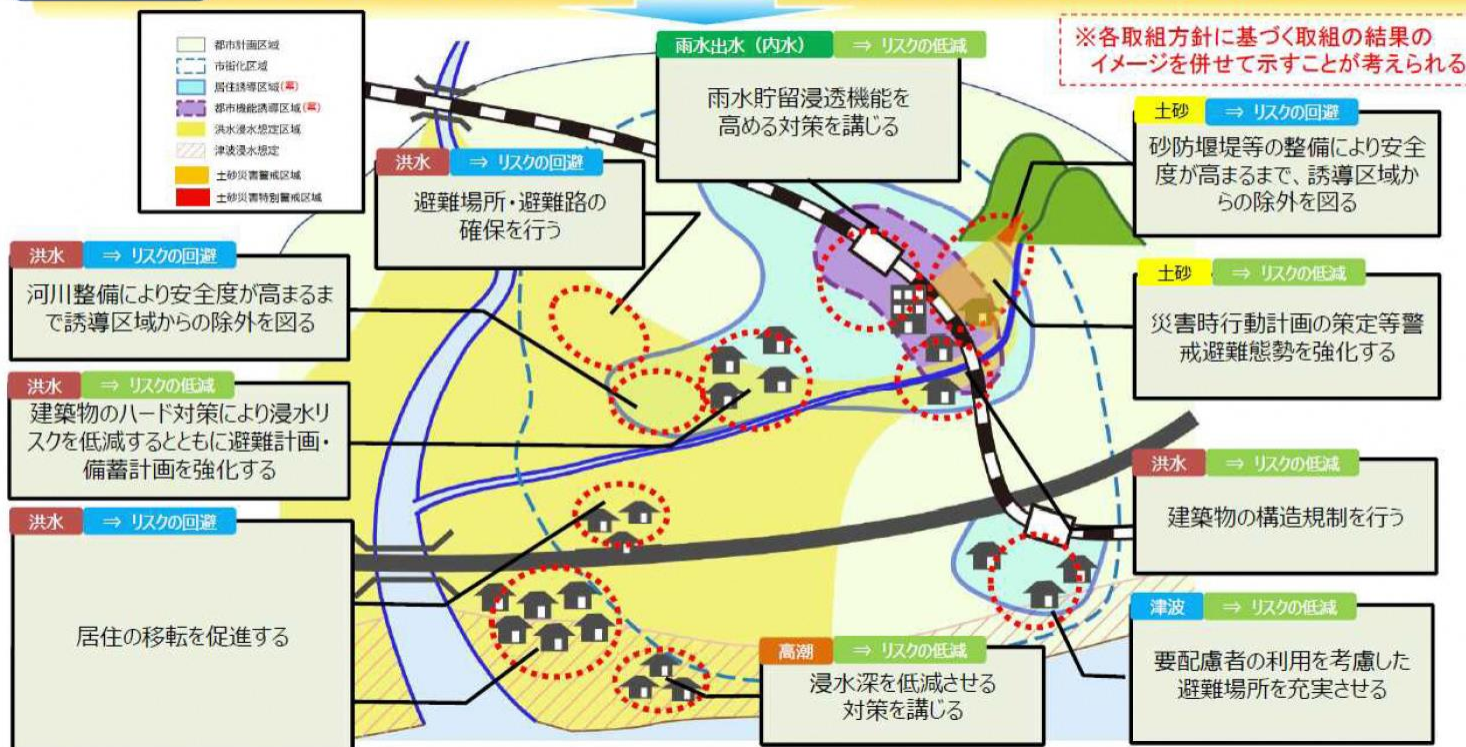
- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制

### [ 災害リスクの低減 ]

- 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの 防災・減災対策

防災上の対応方針  
(ターゲット)

## より安全な地域への居住・都市機能を誘導する堅牢なまちづくり



# 【これからのまちのかたちづくりについて】

## 意義

- 一定の人口密度などに支えられてきた医療、福祉、商業などの都市機能を将来の人口減少・少子高齢化が進む中でも持続的に確保する
- 高齢者にとっても、若者にとっても、安心できる快適な生活環境を実現する
- 財政面においても持続可能な行政運営を実現する など

## 位置付け

- 都市全体を見渡したマスタープランとしての性質をもつ市町村が策定する都市計画マスタープランの一部とみなされる計画
- 居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの都市機能の誘導により、多極ネットワーク型のまちづくりを推進するためのアクションプラン

第3次総合計画

即す

都市計画マスタープラン  
(+立地適正化計画)

総合計画に掲げる都市機能構想に基づくまちづくりを推進するため、「立地適正化計画」の考え方をマスタープランに付加

# 【都市機能について】

## 都市機能とは

都市活動を支える機能で、都市拠点を形成する「高次都市機能」から日常生活に必要な「生活利便機能」まで多様な機能がある。

### 都市機能イメージ

| 機 能     | 中心拠点                                                          | 地域・生活拠点                                                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政機能    | ■ 中枢的な行政機能<br>例. 本庁舎                                          | ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等<br>例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所                                     |
| 介護福祉機能  | ■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能<br>例. 総合福祉センター      | ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能<br>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等 |
| 子育て機能   | ■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能<br>例. 子育て総合支援センター | ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能<br>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等         |
| 商業機能    | ■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能<br>例. 相当規模の商業集積   | ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能<br>例. 延床面積●m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー                 |
| 医療機能    | ■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能<br>例. 病院                       | ■ 日常的な診療を受けることができる機能<br>例. 延床面積●m <sup>2</sup> 以上の診療所                              |
| 金融機能    | ■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能<br>例. 銀行、信用金庫                            | ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能<br>例. 郵便局                                                   |
| 教育・文化機能 | ■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能<br>例. 文化ホール、中央図書館                | ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能<br>例. 図書館支所、社会教育センター                                     |



## 【参考】「まちづくりの方向性」について

× 一極集中

市内の最も主要な拠点  
1カ所にすべてを集約

× すべての人口  
の集約

すべての居住者を一定の  
エリアに集約させる

× 強制的な集約

居住者や住居を強制的  
に短期間で移転させる



◎ 多極型

中心的な拠点だけで  
なく、旧町役場周辺  
などの地域拠点も含  
めた多極ネットワー  
ク型のまち

◎ すべての人口  
の集約を図る  
ものではない

集約による一定エリア  
の人口密度を維持しつ  
つ、農村部等について  
も、それぞれの地域特  
性に応じた居住環境を  
確保

◎ 誘導による集約

メリットを最大限享  
受できるような施策  
を講じ、時間をかけ  
ながら居住や都市機  
能を誘導・集約化